

「岐阜証明材推進制度」

取扱マニュアル

令和4年4月改訂版

岐阜県林政部県産材流通課

目 次

	頁
1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 制度概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 岐阜証明材推進制度の取扱について	
(1) 推進事業者への登録・・・・・・・・	4
(2) 証明方法・・・・・・・・	7
(3) 分別管理・・・・・・・・	14
(4) 実績報告・・・・・・・・	15
(5) 検 査・・・・・・・・	16
(6) Q&A・・・・・・・・	17

【添付】「岐阜証明材推進制度実施要領」

1 目 的

【制度実施の背景】

①合法性、生産流通履歴の明確化の要請

国の違法伐採対策により、グリーン購入法が改正され、官公庁はもとより一般企業においても合法木材の利用が大きな流れとなっています。

また、「顔の見える家づくり」の要請など消費者にわかりやすく安心できる木材の供給が求められています。

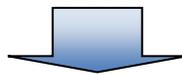
②地域間競争が激化する国産材市場における岐阜県産材の優位性の確保

こうした状況に加え、外材はもとより、国内他産地材との競合が激化する中、岐阜県産材の需要を拡大していくためには、県産材の信頼性を高めていく必要があります。

目 的

【合法性、生産流通履歴の明確化】

【消費者が安心できる証明の付与と確認手法の担保】



岐阜県産材の信頼性の向上による県産材の需要拡大へ

【期待される効果】

<直接的効果>

- ①消費者(官公庁・企業・一般消費者等)の岐阜県産材の優先的選択
- ②工務店等での信頼性のPRと顧客の拡大

<波及的効果>

- ①健全な森林づくりの促進：森林所有者
 - ・合法的伐採の徹底による森林の適正管理の促進
- ②県民参加の森林づくりの促進：一般県民、国民
 - ・消費者が木材と森林とのつながりを認識しやすくなり、山（森林）への関心が高まる。
- ③木材流通の透明性の向上
 - ・生産履歴を確認できることから、木材流通の透明性が高まる。

2 制度概要

制度の考え方

生産者から消費者に至るまでの各段階において、販売先に対し、岐阜県産材であり、合法材である旨（「ぎふ証明材」の明記）を納品書等に記載し、申し送ることにより最終消費者が確認できるものです。

県産材：岐阜県に所在する森林から生産された木材

合法材：森林法及びその他関係の法令に照らし、適切な手続きで伐採された木材

制度の特徴

県と推進事業者による協働推進

制度に参加する事業者は、推進事業者として県に登録し、自らの責任において適正に制度を運用するとともに、県と協働で岐阜県産材のPR、供給拡大に努めます。

なお、規定に違反した場合は、推進事業者登録から取り消しすることもあり、その事業者は1年間再登録できません。

合法性証明に対応

合法性証明に対応した制度です。森林所有者や素材生産者は、森林法やその他関係法令に照らして適切な手続きを行い、合法性が確認できる書類を備え、出荷先に証明します。

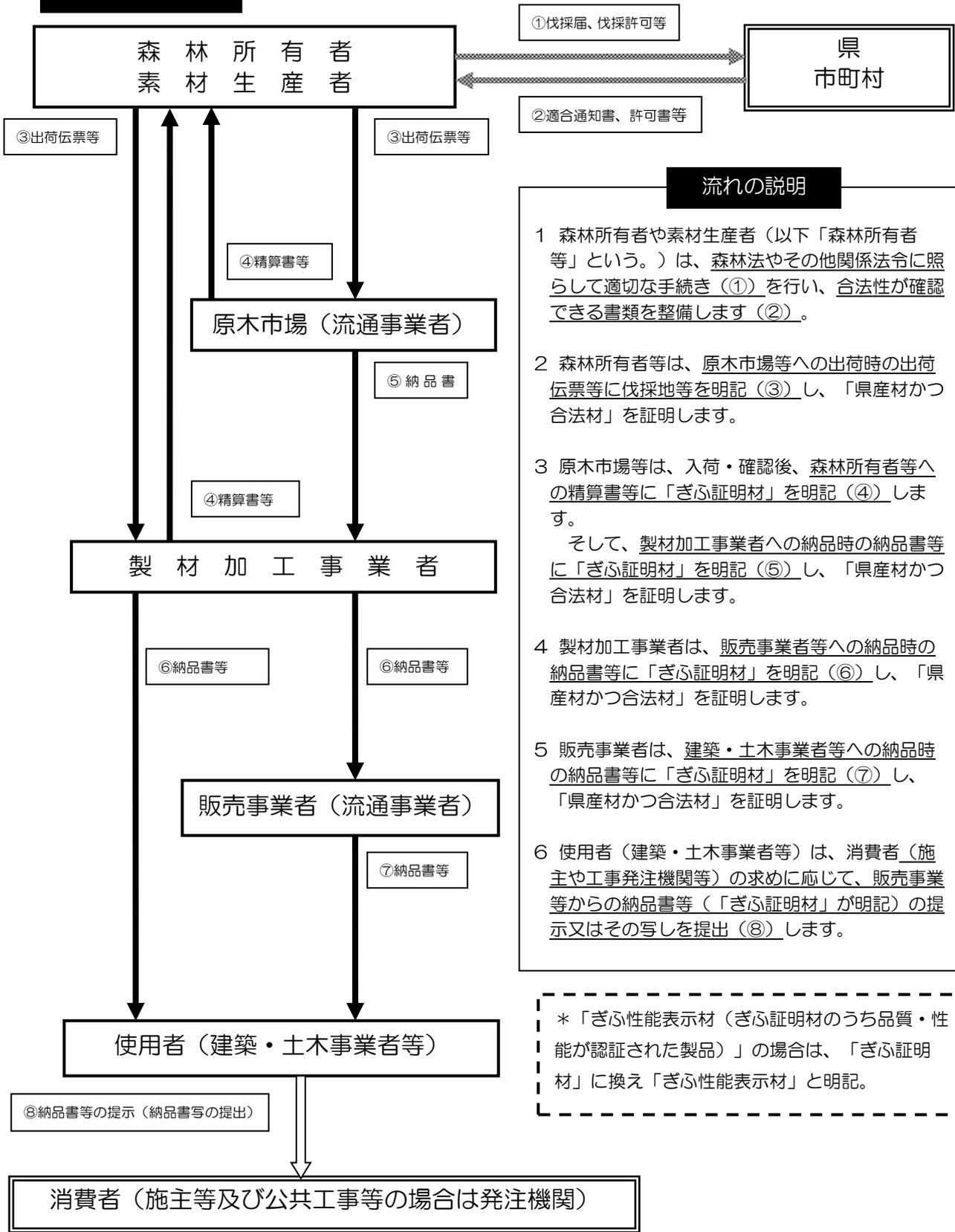
既存伝票等を活用した証明

推進事業者が既に使用している出荷伝票、納品書等を活用する制度です。推進事業者は、岐阜県産材かつ合法材である旨を伝票等に記載し、出荷先に証明します。

分別管理の実施

推進事業者は、分別管理の方法を定め、責任者を設置したうえ、適切な分別管理を実施します。

証明の流れ



流れの説明

- 1 森林所有者や素材生産者（以下「森林所有者等」という。）は、森林法やその他関係法令に照らして適切な手続き（①）を行い、合法性が確認できる書類を整備します（②）。
- 2 森林所有者等は、原木市場等への出荷時の出荷伝票等に伐採地等を明記（③）し、「県産材かつ合法材」を証明します。
- 3 原木市場等は、入荷・確認後、森林所有者等への精算書等に「ぎふ証明材」を明記（④）します。
そして、製材加工事業者への納品時の納品書等に「ぎふ証明材」を明記（⑤）し、「県産材かつ合法材」を証明します。
- 4 製材加工事業者は、販売事業者等への納品時の納品書等に「ぎふ証明材」を明記（⑥）し、「県産材かつ合法材」を証明します。
- 5 販売事業者は、建築・土木事業者等への納品時の納品書等に「ぎふ証明材」を明記（⑦）し、「県産材かつ合法材」を証明します。
- 6 使用者（建築・土木事業者等）は、消費者（施主や工事発注機関等）の求めに応じて、販売事業者等からの納品書等（「ぎふ証明材」が明記）の提示又はその写しを提出（⑧）します。

* 「ぎふ性能表示材（ぎふ証明材のうち品質・性能が認証された製品）」の場合は、「ぎふ証明材」に換え「ぎふ性能表示材」と明記。

3 「岐阜証明材推進制度」の取扱いについて

(1) 推進事業者への登録

推進事業者とは

証明材を取り扱うことのできる事業者のことで、県へ登録の必要があります。「推進事業者」は、自らの責任において、適正に制度を運用し、証明材の証明を行います。

登録に必要な遵守事項 (実施要領第3条)

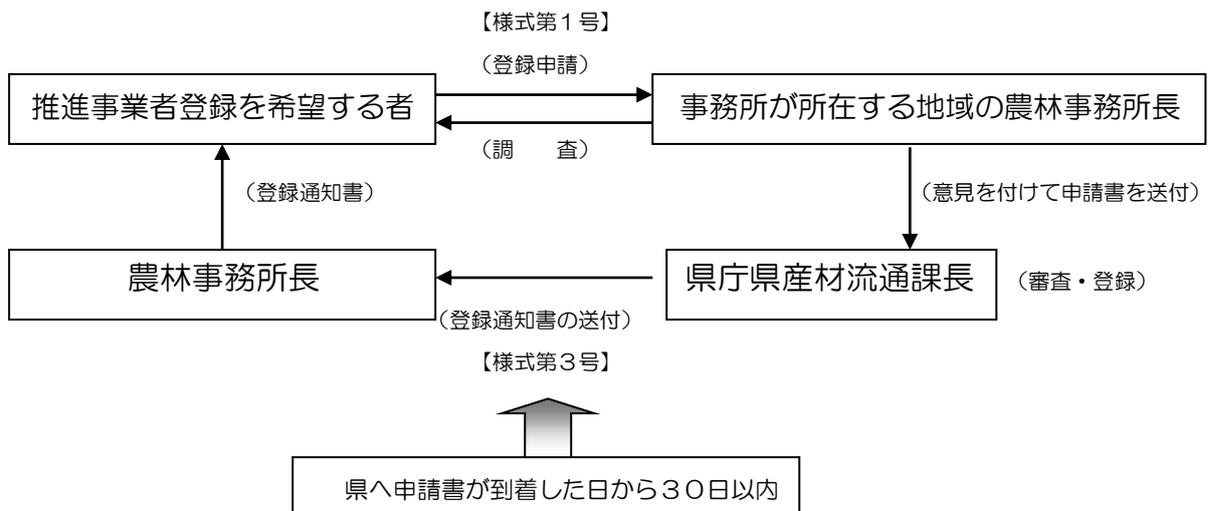
推進事業者に登録するためには、下記の事項を誓約し、登録申請書(様式第1号)を提出して下さい(誓約事項は登録申請書の中に明記します。)

【誓約事項】

- ① 証明材の取扱いにあたっては、自らの責任において、適正に制度を運用し、証明材の積極的な供給拡大に努める。
- ② 消費者等に対し、証明材に関する情報を積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努める。

登録に必要な遵守事項 (実施要領第5条)

登録申請書を県へ提出してください。審査のうえ登録された推進事業者には、登録番号を記載した登録通知書を送付します。



- { 注1：事業所等が複数の場合、各事業所毎に登録
- { 注2：県外事業者の場合は県庁県産材流通課に直接申請

登録申請書記入方法

(様式第1号)

証明材推進事業者登録申請書 (記入例)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所
名称
代表者氏名 (※職名も記載)

証明材推進事業者登録につきまして、岐阜証明材推進制度実施要領第3条第1項に掲げる全ての事項(下記参照)を遵守することを誓約し、同要領第5条第1項の規定により、登録を申請します。

記

【誓約事項(要領第3条第1項)】

- ① 証明材の取扱いにあたっては、自らの責任において、適正に制度を運用し、証明材の積極的な供給拡大に努める。
② 消費者等に対し、証明材に関する情報を積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努める。

【事業者概要】

事業者名	【事業者の名称を記入】 ●記入例：(協)〇〇木材市場		
所在地	【事業者の住所を記入】		
電話番号	【事業者の電話番号(注用)を記入】	FAX番号	【事業者のFAX番号(注用)を記入】
業種	【事業者の業種を記入】 ●生産・流通・製材加工・販売のいずれかを記入。複数も可。		
分別管理責任者名	【分別管理責任者の氏名を記入】		
分別管理の方法	【分別管理の具体的方法を記入】※P14参照 ●記入例：「原木は <u>椚積</u> を分けて保管し、また、出荷時にはマーカーにより非証明材と判別できるようにする。」		
取扱う木材・木製品の品目、年間取扱量	【木材・木材製品の品目及び年間取扱量を記入】 ●記入例：スギ板100㎡ スギ杭丸太100本 ヒノキ原木100㎡ ヒノキ柱100本 等		
備考	【メールアドレス、HPのURL等を記入】 ●記入例：「メールアドレス〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇」		

◎業種の記入：生産(森林所有者及び素材生産者)・流通(原木販売)・製材加工・販売(木製品販売)の区分により記入。(複数可)

◎備考欄の記入：E-mail、HPがあればアドレス等を記入。

◎添付書類

- ・事業所(工場等)の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置図。(保管場所も明示すること)なお、森林認証又はCoC認証を取得している事業者については、配置図の代わりに認証書の写の添付でもよい。
- ・保管場所の写真。(遠景・近景 各1枚程度)

配置図の例

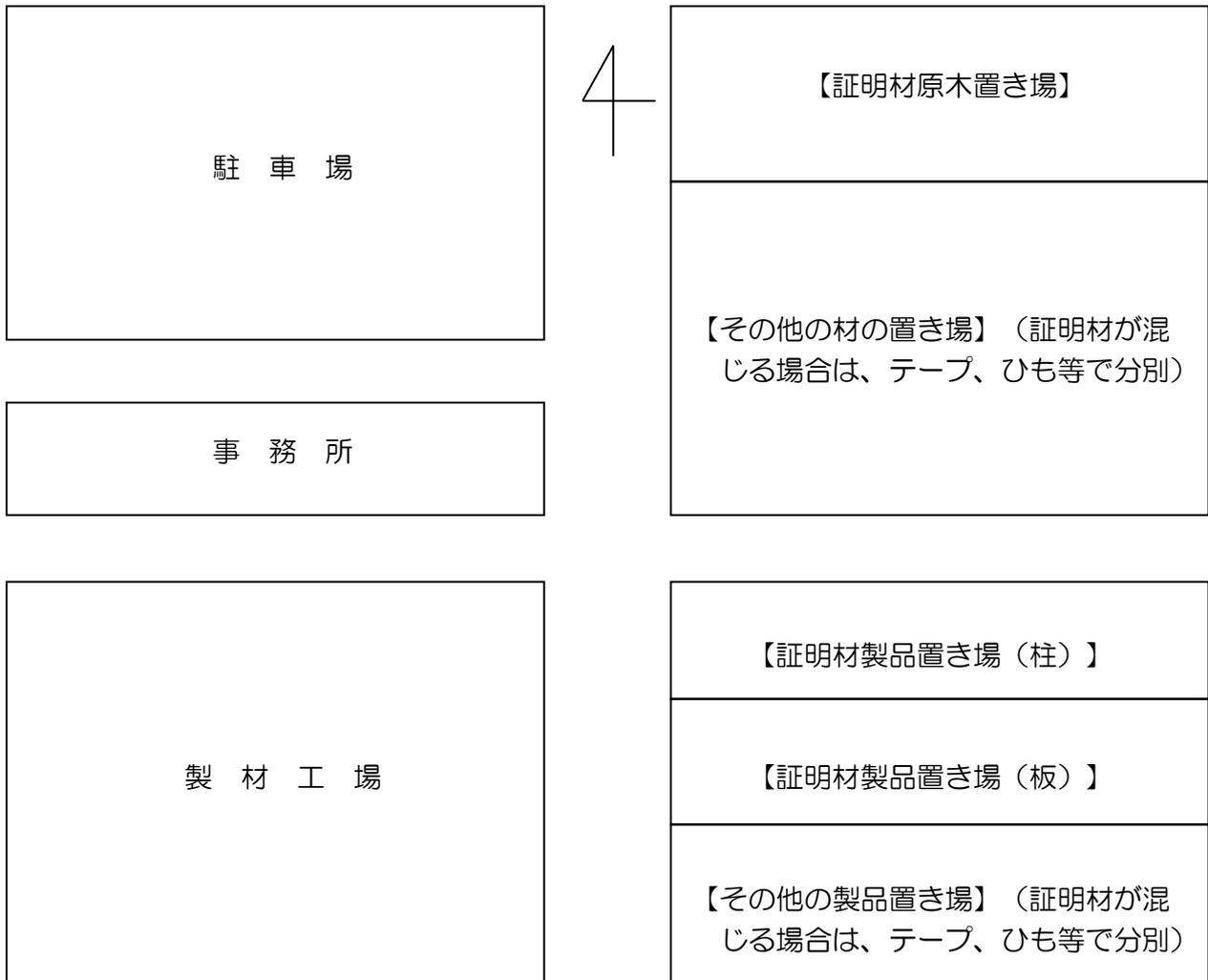
事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置図

【事業者名：】

【住所：】

公道

出入口



注1) 証明材の分別管理の状況がわかるように、「証明材の置き場」「製品の種類（柱、板等）」「置き場が非証明材と同じ場合の分別管理の方法」を明記してください。

注2) 縮尺は任意で構いません。

注3) 方位を記入してください。

(2) 証明方法

証明 (実施要領第12条)

推進事業者は、入出荷時に発行する出荷伝票等により証明します。

具体的方法

I 森林所有者及び素材生産者の証明方法(具体的方法は例1を参照)

原木市場等へのお荷時に出荷伝票等に下記「証明に必要な事項」を明記し証明するか、「合法性証明の書類の写し」に「推進事業者登録番号」、「事業者名」を明記したものを証明書としてください。

【証明に必要な事項】

- ①推進事業者登録番号
- ②伐採地 : 市町村名、大字・字・地番、又は林班・準林班・小班・枝番
- ③伐採種 : 皆伐、択伐、間伐の別
- ④所有区分 : 国有林、県有林、その他(私有林等)の別
- ⑤森林区分 : 保安林、普通林の別
- ⑥合法性証明 : 経営計画、伐採届、伐採許可、特定間伐、林地開発許可、工事(届出等を要しないもの)、森林認証の別

*なお、伐採地が違う場合は、出荷伝票等を分け、それぞれの伝票毎に「証明に必要な事項」を明記してください。

合法性証明の留意点

- 伐採地が森林施業計画樹立済みの普通林の場合
 - ・合法性証明として、「施業計画」を選択してください。また、既に森林法第15条に係る伐採届を提出済の場合は「施業計画」及び「伐採届」の両方を選択してください。
- 伐採地が市町村策定の特定間伐等促進計画樹立済みの普通林の場合
 - ・伐採届が不要であるため、合法性証明は「特定間伐」を選択してください。
- その他の場合
 - ・届、許可等の種類に応じて、「伐採届」(「伐採及び伐採後の造林の届出書」等)、「伐採許可」、「林地開発許可」、「工事」(治山工事等の届出が必要でないもの)、「森林認証」(FSC認証等)のいずれかを選択してください。

II 原木市場等の証明方法(具体的方法は例2及び例3を参照)

製材加工場等へのお荷時に納品書等の備考欄等に下記「証明に必要な事項」を明記し、証明します。また、森林所有者、素材生産者への精算書等にも「PR名称」を明記します。

【証明に必要な事項】

- ①推進事業者登録番号
- ②県産材かつ合法材であることをPRする名称(ぎふ証明材)

*なお、原木市場は、市において、購入者が「県産材かつ合法材」である木材を確認できるようにしてください。*次の例を参考

- 例1) 市日に配布する「明細書」等に「ぎふ証明材」を明記。
- 例2) 材に直接添付する「伝票」等に「ぎふ証明材」を明記。
- 例3) 標識等で「ぎふ証明材」の区域を明示。

III 製材加工事業者、販売事業者等の証明方法(具体的方法は例4を参照)

販売事業者、消費者等へのお荷時に納品書等の備考欄等に下記「証明に必要な事項」を明記し、証明します。

*「ぎふ性能表示材」として出荷する場合の具体的方法は例4-2、4-3を参照。

【証明に必要な事項】

- ①推進事業者登録番号
 - *性能表示材の場合は、工場認定番号又はセンター検査番号も記載。
- ②県産材かつ合法材であることをPRする名称(ぎふ証明材)
 - *性能表示材の場合は、「ぎふ性能表示材」と記載。
 - *必要に応じて「製品管理番号」等も記入し、入出荷を管理してください。

証明の具体的方法について

【例1：森林所有者及び素材生産者が証明する方法】

既存伝票等に印を押して明記する方法

年 月 日

A市場 御中 出荷伝票
A森林組合

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号

連番号			運搬者		
荷主名			担当者		
品目	樹種	径	長さ	数量	備考
	すぎ	18	3	20	
	すぎ	20	4	10	
伐採地	〇〇市町村 大字〇〇字〇〇地番〇〇 又は〇〇市町村林班〇〇準林班〇〇小班〇〇枝番〇〇				
伐採種	皆伐 ・ 択伐 ・ 間伐				
所有区分	国有林 ・ 県有林 ・ その他(私有林等)				
森林区分	保安林 ・ 普通林				
証明区分	・ 経営計画 ・ 伐採届 ・ 伐採許可 ・ 特定間伐 ・ 林地開発許可 ・ 工事(届出等を要しないもの) ・ 森林認証				
備考(桤番号等)	(注：市場等購入した側の管理用記入欄)				

登録番号は印内に明記してください

既存伝票がない場合の証明方法（下記様式を利用して証明）

「ぎふ証明材出荷票」

A市場 御中 A森林組合

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号

連番号等		運搬者	
荷主名		担当者	
樹種	数量等		備考
すぎ	30本		
伐採地	〇〇市町村大字〇〇字〇〇地番〇〇 又は〇〇市町村林班〇〇準林班〇〇小班〇〇枝番〇〇		
伐採種	皆伐 ・ 択伐 ・ 間伐		
所有区分	国有林 ・ 県有林 ・ その他(私有林等)		
森林区分	保安林 ・ 普通林		
証明区分	・ 経営計画 ・ 伐採届 ・ 伐採許可 ・ 特定間伐 ・ 林地開発許可 ・ 工事(届出等を要しないもの) ・ 森林認証		
備考(桤番号等)	(注：市場等購入した側の管理用記入欄)		

注1) 上記様式以外でも、同内容が記載されている様式であれば可とする。
注2) 伐採地毎に出荷伝票を発行し証明する。

【例2：原木市場等が森林所有者・素材生産者への精算書等に明記する方法】

年 月 日

精 算 書

A 様

A 市場

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号

桧番	樹種	材積	単位	単価	金額	長級	径級	備考
2008	すぎ	0.292	m ³	12,900	3,766	2.0	26~28	ぎふ証明材
2009	すぎ	0.480	m ³	13,600	6,578	2.0	24~26	ぎふ証明材
								↑ ①備考欄に明記
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号〇〇〇〇号</p> <p>上記木材は、「ぎふ証明材」です</p> <p>(ぎふ証明材:岐阜県産材かつ合法材である木材)</p> </div>								

②伝票等の空欄に印等で明記

【明記方法（①又は②のいずれかの方法でよい）】

- ①備考欄に明記：伝票等の備考欄に「ぎふ証明材」を明記。
- ②伝票等の空欄に印等で明記：伝票等の木材が全て証明材であれば、空欄に印等を押し明記する方法も可

【例3：原木市場が証明する方法】

年 月 日

納品書（売上明細書）

A製材所 様

A 市場

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号

極 番	樹 種	長さ	径	本数	材積	単位	単価	金 額	備 考
2008	すぎ	3	18	20	1.9	m ³	12,000	22,800	ぎふ証明材
2009	すぎ	4	20	10	1.6	m ³	13,000	20,800	ぎふ証明材
<p style="text-align: center;">岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号〇〇〇〇号 上記木材が「ぎふ証明材」であることを証明 します。 （ぎふ証明材：岐阜県産材かつ合法材である木材）</p>									①備考欄に証明
備考(管理番号)				(注：製材業者が管理用等に記入する欄)					

②伝票等の空欄に印等で明記

【明記方法（①又は②のいずれかの方法でよい）】

- ①備考欄に明記：伝票等の備考欄に「ぎふ証明材」を明記。
- ②伝票等の空欄に印等で明記：伝票等の木材が全て証明材であれば、空欄に印等を押し明記する方法も可

【例4：製材加工事業者、販売事業者等が証明する方法】

年 月 日

納 品 書

B社 様

A 社

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号

樹種	品名	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考
すぎ	柱	120×120×300	10	0.04	0.4	45,000	18,000	ぎふ証明材
								①備考欄に証明 ・必要に応じて各事業者 における製品管理番号 を記入

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号〇〇〇〇号
**上記木材が「ぎふ証明材」であることを証明
 します。**
 (ぎふ証明材:岐阜県産材かつ合法材である木材)

備考(管理番号) (注:製材業者が管理用等に記入する欄)

②伝票等の空欄に印等で明記

【明記方法 (①又は②のいずれかの方法でよい)】
 ①備考欄に明記：伝票等の備考欄に「ぎふ証明材」を明記。
 ②伝票等の空欄に印等で明記：伝票等の木材が全て証明材であれば、空欄に印等を
 押して明記する方法も可

【例4-2：製材加工事業者（認証センター会員）が「ぎふ性能表示材」として証明する方法】

年 月 日

納 品 書

B社 様

A 社

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号

ぎふ性能表示材認証センター認定工場番号（又はセンター検査番号）
：第〇〇〇号

樹種	品名	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考
すぎ	柱	120×120×300	10	0.04	0.4	45,000	18,000	製品管理番号0000 ぎふ性能表示材
								↑
								①備考欄に証明
								・必要に応じて各事業者における製品管理番号を記入

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号〇〇〇〇号

ぎふ性能表示材認証センター認定工場番号（又はセンター検査番号）
：第〇〇〇号

上記木材が「ぎふ性能表示材」であることを
証明します。

備考(管理番号)

(注：製材業者が管理用等に記入する欄)

②伝票等の空欄に印等で明記

【明記方法（①又は②のいずれかの方法でよい）】

- ①備考欄に明記：伝票等の備考欄に「ぎふ証明材」を明記。
- ②伝票等の空欄に印等で明記：伝票等の木材が全て証明材であれば、空欄に印等を押し明記する方法も可

【例4-3：販売事業者等が「ぎふ性能表示材」として証明する方法（センター会員である製材加工事業者から「ぎふ性能表示材」を購入し、販売する場合）】

年 月 日

納 品 書

B社 様

A 社

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号

樹種	品名	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考
すぎ	柱	120×120×300	10	0.04	0.4	45,000	18,000	製品管理番号0000 ぎふ性能表示材
								↑
								①備考欄に証明 ・必要に応じて各事業者 における製品管理番号 を記入
岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号〇〇〇〇号								
上記木材が「ぎふ性能表示材」であることを証明します。								
備考(管理番号)				(注:製材業者が管理用等に記入する欄)				

↑
②伝票等の空欄に印等で明記

【明記方法（①又は②のいずれかの方法でよい）】

- ①備考欄に明記：伝票等の備考欄に「ぎふ証明材」を明記。
- ②伝票等の空欄に印等で明記：伝票等の木材が全て証明材であれば、空欄に印等を押し明記する方法も可

(3) 分別管理

分別管理の方法について (実施要領第13条)

分別管理は、証明材を取り扱う推進事業者の義務となります。推進事業者は、入荷、保管、製材加工、出荷等の各段階において、証明材がその他の材と分別できよう、シート、テープ、標識、刻印、ラベル、ペンキ等により明示し、管理します。

また、性能表示材として取り扱う場合は、性能表示材でない証明材及びその他の材と分別できるように管理します。

登録申請書には分別管理の方法を記入頂きます。

なお、分別管理方法の例を下記しますので、記入時の参考にしてください。

下記方法以外でも、証明材と非証明材が判別できる方法であれば構いません。

分別管理方法の例

I 出荷時（トラック等への積み込み時）の分別管理

例1：テープ、ひも、シート等で分ける。

例2：証明材に刻印、ペンキ等で印をつける。

例3：証明材と非証明材は混載しない。

II 原木保管時の分別管理

(保管スペースがある場合)

例1：証明材置き場として定めた場所に保管。

例2：証明材とそれ以外の椋積を別にして保管。

(保管スペースがない場合)

例3：ひも、テープ等で分けて保管。

例4：証明材に刻印、ペンキ等で印をつけ保管。

III 製材加工時の分別管理

(ラインが複数ある場合)

例1：生産ラインを分けて加工

(1ラインしかない場合)

例2：証明材とそれ以外の加工時間を分ける。

例3：加工前後に証明材に刻印、ペンキ等で印をつける。

IV 製品保管時の分別管理

(保管スペースがある場合)

例1：証明材置き場として定めた場所に保管。

(保管スペースがない場合)

例2：シート等で覆い分けて保管。

(4) 実績報告

実績報告書の提出

(実施要領第14条)

推進事業者は、証明材の入出荷状況を記録管理簿等により管理し、取扱実績量の有無に関わらず、実績報告書（実施要領様式第8号）により、前年度分の実績を毎年5月末までに報告してください。（期限までに連絡等がなく、報告書の提出がされていない場合、登録取り消しの対象となる可能性がありますのでご注意ください。）

記録管理簿の様式については任意としますが、下記①～③の例を参考としてください。なお、性能表示材についてはそれが確認できるよう記載してください（備考欄等への記載が考えられるが方法は任意。）。

（証明材の入出荷状況が把握できるのであれば、各推進事業者の既存管理簿等で構いません。）

①素材生産者等の記録管理簿の例

事業者名		A森林組合			登録番号	〇〇〇〇号		
証明材の伐採状況					証明材の出荷状況			
年月日	所有者名等	樹種	伐採地名	出荷先	樹種	材積(m ³)	年月日	備考
18.4.11	〇〇〇〇	すぎ	〇〇市町村 大字〇〇〇 字〇〇〇 地番〇〇〇	A市場	すぎ	8.0	18.4.12	

②原木市場の記録管理簿の例

事業者名		A市場			登録番号	〇〇〇〇号				
証明材の伐採状況					証明材の出荷状況					
年月日	仕入先	樹種	伐採地名	材積(m ³)	桧番号	出荷先	樹種	材積(m ³)	年月日	備考
18.4.12	A森林組合	すぎ	〇〇市町村 大字〇〇〇 字〇〇〇 地番〇〇〇	8.0	2008 2009	A製材所	すぎ	8.0	18.4.20	
					2010 2011	B製材所	すぎ	4.5	18.4.20	

③製材加工事業者等の記録管理簿の例

事業者名		A製材所			登録番号	〇〇〇〇号					
証明材の伐採状況					証明材の出荷状況						
年月日	仕入先	樹種	材積(m ³)	備考	管理番号	出荷先	樹種	部材	材積(m ³)	年月日	備考
18.4.20	A市場	すぎ	3.5		060001	A工務店	すぎ	柱	0.8	18.5.10	性能表示材
					060002	B工務店	すぎ	柱	0.5	18.6.1	性能表示材
					060003	C工務店	すぎ	柱	0.5	18.6.4	性能表示材

(5) 検査

県が実施する検査 (実施要領第15条)

推進事業者に対しては、定期検査及び臨時検査を実施します。

定期検査

【実施時期】

実績報告書の受理後、毎年7月末までに実施

【検査対象事業者】

取扱実績のあった推進事業者

【検査実施事業者】

対象事業者のうち、概ね2割以上の推進事業者を抽出

【検査項目】

- ①証明状況：実績報告書に基づき、出荷伝票、納品書、管理簿等
を検査し、入出荷量等を確認。
- ②合法性証明：素材生産者等を対象とし、「森林法に規定された
手続きが適切に行われたことが確認できる書類」
等を確認。
- ③分別管理：登録申請書の記載内容に基づき適切な分別管理を
実施しているかを確認。

臨時検査

推進事業者が不正に証明している可能性があるなど、検査の必要があると県が認めた場合に臨時検査（抜き打ち検査）を実施する。実施時期等については、あらかじめ農林事務所から検査対象事業者に連絡をする。

違反が認められた場合（実施要領第10条）

違反が認められた推進事業者については、登録の取り消しとなる可能性があります。

取り消しとなった場合、1年間は再登録できません。

また、取り消しとなった事業者の名称や登録番号、その他知事が必要と認める情報がホームページ等により公表されます

(6) Q&A

「岐阜県産材認証制度」と本制度との違い等

Q1：岐阜県産材認証制度と本制度の違いは？

A：岐阜県産材認証制度は、各事業者が発行する伝票等とは別に販売管理票を作成し、「岐阜県産材であること」を証明する制度でしたが、本制度は既存の伝票等を活用して、「岐阜県産材であること」と「合法材であること」を証明する制度です。

また、本制度の信頼性を損なわないためには、「事業者における適切な証明、分別管理」が行われることが重要です。「証明を適切に行わない」場合等規定に違反した場合は、取り消しとなることもあり、その場合は1年間再登録できません。

Q2：岐阜県産材認証制度の販売管理票はいつまで使えるのか？

A：平成19年3月31日まで運用された岐阜県産材認証制度における販売管理伝票がついている県産材を保管している推進事業者は、経過措置として、管理票発行先から合法性を確認できた場合は「証明材」として取扱うことも可とし、新制度により証明いただいて構いません。

制度のメリット

Q3：本制度に参加するメリットは？

A：平成18年4月のグリーン購入法の改正以降、国の調達物品等だけでなく、製紙会社、住宅メーカー等民間企業も「合法性が証明された木材」の利用を進める動きとなっています。今後はその動きも速まり、近い将来「合法性が証明された木材」の利用があたりまえとなっていくと考えられ、本制度に参加することで、「合法性が証明された県産材」を供給できる事業者として、これらの動きに対応いただけると考えています。

なお、岐阜県においても、県発注の公共工事、調達物品、補助事業で使用される県産材について、「本制度による納品書等の提示」が仕様書等に盛り込まれています。

さらに、今後予定されている新規助成事業の証明にも活用していきます

【本制度による証明が必要な補助事業】

- ・県産材需要拡大施設等整備事業、ぎふの木で家づくり支援事業、産直住宅建設支援事業など

登録について

Q4：制度の登録時期は？

A：随時登録を受け付けています。申請書は所管農林事務所に提出ください。

有効期間は登録日から3年を経過する日の属する年度の3月31日までが有効期間です。

(例)【登録日が平成21年6月1日の場合】

3年を経過する日が平成24年5月31日ですから、有効期間は「H21.6.1～H25.3.31」となります。

Q5：岐阜県産材認証制度に登録していた事業者の取扱いは？

A：岐阜県産材認証制度に登録していた事業者についても、登録申請書提出の必要があります。

Q6：森林所有者も登録が必要か？

A：下記の森林所有者については、登録を要しません。

- ①素材生産業を営んでおらず県内に所在する所有森林を自ら伐採して出荷する森林所有者
- ②森林組合等の素材生産業者に伐採・出荷業務を依頼している森林所有者

しかし、①の場合、「証明材」として取り扱いたい原木市場等の推進事業者は、必ず「伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書」の写し等、合法性証明に係る書類（Q9参照）を森林所有者から提出いただいでください。なお、②の場合は素材生産業者が必ず登録し、合法性証明に係る書類を備えたうえで、推進事業者として証明を行ってください。

Q7：伐採届の具体的記入、提出方法等は？

A：伐採届（「伐採及び伐採後の造林届出書」等）の記入、提出方法がわからない場合は、最寄りの市町村役場林務担当、森林組合にお問い合わせください。

Q8：証明方法は「（3）証明方法」に示す例以外でも可能か？

A：森林所有者や素材生産者については、伝票1枚毎に証明する方法以外として、「発行する出荷伝票」の数が多い場合、「証明に必要な事項」を項目とした一覧表を作成し、それを表紙として出荷伝票と一緒に提出する方法が考えられます（その場合、必ず一覧表と出荷伝票が突合できるようにしてください）

なお、原木市場以降の証明方法については、原則として、「（3）証明方法」の例に示す方法としますが、伝票等に「備考欄」がない場合は下記のような方法も可とします。

年 月 日

A製材所 様

A市場

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号

桧 番	樹 種	長さ	径	本数	材積	単位	単価	金 額
2008	すぎ	3	18	20	1.9	m ³	12,000	22,800
2009	証明 すぎ	4	20	10	1.6	m ³	13,000	20,800

「樹種」の前に「証明」が記載されている材は、「ぎふ証明材」であることを証明します

「樹種」の前に「証明材を示す文字等」を記載し、伝票等の空欄に左記のように明記する方法。

Q9：合法性証明の書類とは具体的にどのようなものがあるか？

A：合法性証明の書類には下記のようなものが考えられます。

- ・森林施業計画認定書・伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書
- ・伐採及び伐採後の造林の届出書受理通知書・保安林内立木伐採許可書
- ・市町村が策定する特定間伐等促進計画書
- ・林地開発許可証・治山工事等の契約書・国有林の売買契約書等

Q10：森林認証材又はCoC認証材の取扱いは？

A：実施要領第12条第3項にも記載しているとおり、森林認証制度又はCoC認証制度により証明された岐阜県産材は、本制度の証明材として取扱うこととします。

Q11：森林以外の伐採届等を必要としない立木の合法性証明は？

A：森林法等の法令による伐採制限の対象とならない立木については、その立木の所有者自らが作成する証明書（所有者名、住所、樹種、数量、法規制が無く適切に伐採した旨を記述）により、合法性を証明してください。

Q12：他の事業者に賃挽き加工を委託する場合、委託先も推進事業者の登録は必要か？

A：賃挽き加工を行う製材工場は分別管理を担保しなければならないため、推進事業者に登録し、要領に基づく証明のための取り組みを行っていただく必要があります。

分別管理について

Q13：分別管理の具体的方法は？

A：マニュアルに例を示しているので参考にしてください。例以外の方法でも、証明材と非証明材が判別できる方法であれば構いません。

実績報告について

Q14：証明実績がなくても実績報告が必要か？

A：推進事業者につきましては、証明実績がない場合でも、「実績量0」として必ず報告してください。期限（5月末）までに実績報告がない場合、登録取り消しとなる可能性があり、取り消しの場合は1年間再登録できませんので、ご注意ください。

Q15：記録管理の方法は？

A：マニュアルに例を示しているので参考にしてください。例以外の方法でも、入出荷量が把握できるのであれば、他の方法でも構いませんが、実績報告量が確認できるよう記録管理をしてください。

検査について

Q16：検査の方法は？

A：検査は、「定期検査」と「臨時検査」を実施します。「定期検査」は証明材を取り扱った翌年度の7月末までに実施します。検査に対応できるよう、推進事業者は、証明に係る入出荷伝票、納品書、記録管理簿等を整理しておく必要があります。

制度に関する問い合わせ及び申請書の提出先

【岐阜農林事務所林業課】

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館
TEL 058-214-7409 FAX 058-215-7034

【西濃農林事務所林業課】

〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎
TEL 0584-73-1111 FAX 0584-73-8606

【揖斐農林事務所林業課】

〒501-0603 揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎
TEL 0585-23-1111 FAX 0585-22-6725

【中濃農林事務所林業課】

〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎
TEL 0575-33-4011 FAX 0575-33-4060

【郡上農林事務所林業課】

〒501-4292 郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎
TEL 0575-67-1111 FAX 0575-67-0961

【可茂農林事務所林業課】

〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井字大脇2610-1 可茂総合庁舎
TEL 0574-25-3111 FAX 0574-28-5301

【東濃農林事務所林業課】

〒507-8708 多治見市上野町5丁目68-1 東濃西部総合庁舎
TEL 0572-23-1111 FAX 0572-23-9440

【恵那農林事務所林業課】

〒509-7203 恵那市長島町正家1067-71 恵那総合庁舎
TEL 0573-26-1111 FAX 0573-25-1501

【下呂農林事務所林業課】

〒509-2592 下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎
TEL 0576-52-3111 FAX 0576-52-1483

【飛騨農林事務所林業課】

〒506-8688 高山市上岡本町7丁目468 飛騨総合庁舎
TEL 0577-33-1111 FAX 0577-36-4000

岐阜県林政部県産材流通課

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

[電話]058-272-1111 (内3016)

[FAX]058-278-2705

[Email]c11545@pref.gifu.lg.jp